

青森県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		5.9E-3	1.4E-1	5.2E+0	5.4
64	エトフェンプロックス	9.2E+0	4.5E+0	8.8E+0	4.7E+0	27.2
117	テブコナゾール				6.6E-1	0.7
139	トラロメトリン			1.4E+0	4.3E-1	1.9
140	フェンプロパトリン			1.1E+0		1.1
153	テトラメトリン	8.3E+1	5.6E+0	8.6E+1	2.2E-2	174.9
181	ジクロロベンゼン	1.8E+2	1.3E+2			307.4
225	トリクロルホン		4.5E+0			4.5
251	フェニトロチオン		8.8E+1	1.3E+0		89.4
252	フェンチオン	2.0E+0	3.5E+1	2.0E+0		39.3
256	デカン酸				5.2E-1	0.5
350	ペルメトリン	1.8E+1	2.6E+1	1.2E+1	1.2E+1	68.2
405	ほう素化合物		7.0E-2	2.1E+1	4.3E-1	21.3
427	カルバリル			6.9E+1		68.7
428	フェノプカルブ			7.0E+0	3.1E+1	38.1
457	ジクロールボス	3.5E+1	4.0E+2			432.0
合 計		3.3E+2	6.9E+2	2.1E+2	5.5E+1	1280.5

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等